会 社 名 株式会社日本M&Aセンター ホールディングス

代表者役職名 代表取締役社長 三宅 卓 (コード番号: 2 1 2 7 東証プライム) 問い合わせ先 専務取締役 管理本部管掌 楢木 孝麿 T E L 0 3 - 5 2 2 0 - 5 4 5 1

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を 2024 年 6 月 25 日開催予定の第 33 回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。)に当社の中長期的な企業価値向上に向けた取り組みを促すとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度の導入は、本株主総会において本制度に係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬等の額は、2021年6月24日開催の定時株主総会において、年額12億円以内(うち社外取締役は8千万円以内)とご承認をいただいておりますが、この報酬額の変更は行わず、当該報酬枠の内枠で、本制度を新たに導入することのみを株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

本株主総会において、本制度の導入に関する議案をご承認いただいた場合、取締役に対する報酬の構成は下表のとおりとなります。

<取締役の報酬構成>

報酬構成	報酬枠	対象取締役	社外取締役(監査等委員を 除く)
月額報酬	現金報酬枠	年額 12 億円以内	年額8千万円以内
賞与			
株式報酬	株式報酬枠		_

各対象取締役への具体的な配分については、報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間35万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額の内枠で年額2億4千万円以内といたします(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。)。

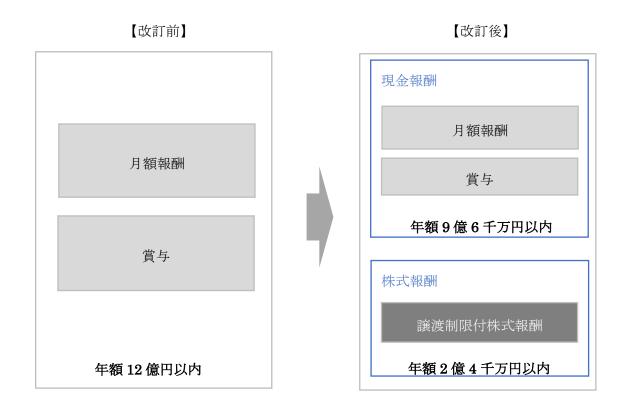
その他の本制度の概要は以下のとおりです。

対象取締役	当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	
	を対象とする。	
株式報酬枠	現金報酬枠と株式報酬枠を合わせて年額12億円以内とする。	
各対象取締役に対する株式報酬額	職責、成果等を踏まえて毎年設定する。	
割り当てる株式の種類および割り	普通株式(譲渡制限付株式割当契約において譲渡制限を付したも	
当ての方法	の)を発行又は処分する方法による。	
割り当てる株式の総数	対象取締役に対して合計で年35万株以内とする。	
金銭報酬債権を現物出資させて当	各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における	
社の普通株式の発行又は処分を行	当社普通株式の終値を基礎として、対象取締役に特に有利となら	
う場合の払込金額	ない金額で当社取締役会が決定する。	
譲渡制限期間	譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式	
	(以下「本割当株式」といいます。) の交付日から当該対象取締役	
	が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退	
	職する日までの期間とする。	
譲渡制限の解除条件	当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」といいます。)	
	中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位に	
	あったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限	
	期間の満了をもって制限を解除する。	
	ただし、役務提供期間中に、任期満了、死亡その他正当な理由によ	
	り退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数を合理的に	
	調整する。	
	また、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が	
	完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再	
	編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に	
	関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当	
	社の取締役会) で承認された場合には、当社の取締役会の決議に	
	より、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日まで	
	の期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該	
	組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。	

当社による無償取得

役務提供期間中に、当社が正当と認める事由以外の事由に基づき、 当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位を退任または退職した場合には、本割当株式の全部を当社が無償取得する。 譲渡制限期間中に、法令違反その他当社取締役会が定める事由に 該当する場合、本割当株式の全部を当社が無償取得する。

3. 取締役報酬制度改定のイメージ



以上